## 46. NPO 法人に財産を寄付すると、寄付者にはメリットがありますか?

認定 NPO 法人に寄付をした場合と、認定 NPO 法人以外の NPO 法人に寄付をした場合で取り扱いが異なります。

個人が認定 NPO 法人以外の NPO 法人に寄付をしても、寄付者への優遇措置はありません。一方で、認定 NPO 法人に寄付をすると、寄付者は寄付金控除を受けることができます。

また、法人が認定NPO法人以外の NPO 法人に寄付をしても、損金(法人税法上の経費)にできる金額は、資本金等や所得金額等をもとに計算した、「一般寄付金の損金算入限度額」という非常に少ない金額になりますが、認定 NPO 法人に寄付をした場合には、「特別損金算入限度額」という別枠の損金算入枠があり、法人にとっても寄付がしやすくなります。

さらに、相続で財産を取得した相続人が、相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した財産を寄付した場合には、その寄付をした金額は、相続税が非課税になります。

税制優遇の種類	税金の種類	認定 NPO	特例認定
		法人	NPO 法人
個人が寄付をした場合	所得税	0	0
	住民税	0	0
法人が寄付をした場合	法人税	0	0
相続人が相続財産を寄付した場合	相続税	0	×